

愛媛県治山事業施行要綱

令和8年3月31日 7森第777号

農林水産部長通知

(趣旨)

**第1条** この要綱は、治山事業の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 治山事業 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の15第4項第4号に規定する治山事業及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)第3条第4号又は第5号に規定する施設に係る災害復旧事業で、県又は知事が施行するものをいう。
- (2) 治山施設 治山事業により施行した植栽木及び工作物をいう。
- (3) 森林所有者 森林法第2条第2項に規定する森林所有者をいう。

(施行地)

**第3条** 治山事業は、民有保安林地その他知事が適当と認めた区域及び地すべり防止区域(地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域をいう。)において施行する。

(申請に基づく治山事業の施行)

**第4条** 県又は知事は、土地所有者又は森林所有者から申請があつた場合は、必要に応じ治山事業を施行する。

(施行の申請)

**第5条** 前条の規定により施行の申請をしようとする土地所有者又は森林所有者は、治山事業施行申請書(様式第1号)を地方局長を経由して、知事に提出しなければならない。

- 2 地方局長は、前項の申請書を受理したときは、遅滞なく当該申請書に、治山事業の施行について(様式第2号)並びに当該施行地の位置図及び土地台帳附属地図を添えて知事に進達しなければならない。

(施行の決定)

**第6条** 知事は、前条の規定により申請を受理したときは、その内容を審査し、施行の適否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(治山工事の執行)

**第7条** 治山工事の執行については、愛媛県工事執行規程（昭和39年8月愛媛県告示第695号）の定めるところによる。

（治山施設の帰属）

**第8条** 治山施設の所有権は、植栽木にあつては森林所有者に、工作物にあつては土地所有者に帰属する。

2 治山施設の所有者に変更があつたときは、変更前及び変更後の所有者は、連署の上、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

（治山施設の維持管理）

**第9条** 知事は、治山施設の設置目的を確保するため、適正な維持管理を行うものとする。

2 知事は、治山台帳（様式第3号）を調製し、保管するものとする。

3 知事は、第12条第2項の規定により治山施設の被害報告を受けたときは、速やかに現地調査を行い、適切な措置を講ずるものとする。

**第10条** 治山施設の所有者は、当該治山施設の設置目的を確保するため、適正な維持管理を行わなければならない。

2 治山施設の所有者は、治山施設に被害が生じていることを発見したときは、直ちに地方局長に報告しなければならない。

3 前2項の維持管理に要する費用については、治山施設の所有者がこれを負担しなければならない。

（維持管理の区分）

**第11条** 前2条に規定する知事及び治山施設の所有者の維持管理の区分は、おおむね別表に掲げるとおりとする。

（治山施設の巡視）

**第12条** 地方局長は、定期的に、及び必要に応じ、治山施設の巡視を行うものとする。

2 地方局長は、前項の規定による巡視により治山施設に被害が生じていることを発見したとき、又は第10条第2項の規定による報告を受けたときは、直ちに被害状況を調査し、その内容を知事に報告するものとする。

（施行の申請によらない治山事業）

**第13条** 県又は知事は、必要があると認めるときは、第4条の規定による施行の申請によらないで治山事業を施行することがある。

2 第7条から前条までの規定は、前項の規定による治山事業の施行について準用する。

(書類の経由)

**第14条** この要綱により知事に提出し、又は知事が送付する書類は、所轄の地方局長を経由するものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和7年度事業から適用する。
- 2 廃止前の愛媛県治山事業施行規程（昭和61年3月28日告示第427号）により行われた事業の施行申請及びその他の行為は、この要綱の相当規定により行われたものとみなす。

**別表（第11条関係）** 治山施設の維持管理区分

| 区分       |       | 維持管理内容                                                                                                                            |
|----------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 知事       |       | 1 治山施設に係る森林法の制限及び義務並びに地すべり等防止法の制限に関する指導<br>2 森林機能を強化させるための事業の実施<br>3 暴風、洪水等の異常な天然現象により被災した治山施設の復旧<br>4 治山台帳の調製<br>5 標識の設置<br>6 巡視 |
| 治山施設の所有者 | 森林所有者 | 1 森林機能を発揮させるための保育作業<br>(下刈、つる切、除伐、本数調整伐、補植等)<br>2 巡視                                                                              |
|          | 土地所有者 | 1 工作物に関する軽微な維持管理行為<br>(補修、水路等に流入した枝条等の除去等)<br>2 巡視                                                                                |

様式第1号（第5条、様式第2号関係）治山事業施行申請書  
（表）

| <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">治 山 事 業 施 行 申 請 書</p>                           |     |             |                     |         |  |        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------------|---------------------|---------|--|--------|
| <p>年    月    日</p>                                                                      |     |             |                     |         |  |        |
| <p>愛媛県知事                      様</p>                                                     |     |             |                     |         |  |        |
| <p>住    所</p>                                                                           |     |             |                     |         |  |        |
| <p>申請者</p>                                                                              |     |             |                     |         |  |        |
| <p>氏    名                                      ㊟</p>                                    |     |             |                     |         |  |        |
| <p>私が権利を有する次に掲げる土地又は森林において、治山事業を施行されたく、愛媛県治山事業施行要綱第5条第1項の規定により申請します。</p>                |     |             |                     |         |  |        |
| <p>なお、治山事業の施行に当たっては、裏面の1から4までの条項の行為を県又は知事が行うことについては異議はなく、また、5から7までの条項を履行することを誓約します。</p> |     |             |                     |         |  |        |
| <p>治山事業施行申請地番明細</p>                                                                     |     |             |                     |         |  |        |
| 森林等の所在地<br><br>（郡・市・町）<br>大字   字   地番                                                   | 地目  | 面積<br>ヘクタール | 土地所有者又は森林所有者の住所及び氏名 | 保安林指定状況 |  | 備    考 |
| 指定済                                                                                     | 未指定 |             |                     |         |  |        |
|                                                                                         |     |             |                     |         |  |        |
|                                                                                         |     |             |                     |         |  |        |
|                                                                                         |     |             |                     |         |  |        |

注1 この申請書は、施行箇所ごとに提出すること。

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 申請者が治山事業を施行する土地について有する権原が登記されていない場合にあつては、戸籍謄本、遺産分割協議書の写しその他の当該権原を証する書類を提出すること。

| 治山事業の施行に係る誓約条項                                            |
|-----------------------------------------------------------|
| 1 治山事業施行地を保安林又は保安施設地区に指定すること。                             |
| 2 治山事業の施行上必要な場合は、運搬道、材料置場等として必要な土地を使用すること。                |
| 3 治山事業の施行により土地の形質を変更すること、及び支障木等を伐採すること。                   |
| 4 治山事業施行地にある土石、かや株等を工事用材料として使用する場合は、無料で採取使用すること。          |
| 5 治山事業の施行に協力し、支障を及ぼすような行為は、一切しないこと。                       |
| 6 治山事業により施行した植栽木及び工作物の適正な維持管理を行うこと。                       |
| 7 治山事業施行地の権利を売却し、又は譲渡するときは、1 から 6 までの義務を買受人又は譲受人に継承させること。 |

様式第 2 号（第 5 条関係） 治山事業の施行について

|                                                                                           |   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 治山事業の施行について                                                                               |   |
| 第 号                                                                                       |   |
| 年 月 日                                                                                     |   |
| 愛媛県知事                                                                                     | 殿 |
| 地方局長                                                                                      |   |
| 愛媛県治山事業施行要綱第 5 条第 1 項の規定により 外 人から治山事業の施行の申請がありましたので、同条第 2 項の規定により治山事業施行申請書に関係書類を添えて進達します。 |   |
| 施 行 箇 所                                                                                   |   |
| 面 積                                                                                       |   |
| 施行に対する意見                                                                                  |   |

注 添付書類

- (1) 位置図（5 万分の 1 の地形図）
- (2) 土地台帳附属地図（公図）

様式第3号（第9条関係） 治山台帳

1 箇所別表

|                   |                  |                              |                         |             |                                                                                               |
|-------------------|------------------|------------------------------|-------------------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
|                   |                  | 索引番号                         |                         |             |                                                                                               |
|                   |                  | 流域名                          |                         |             |                                                                                               |
|                   |                  | 治山台帳                         |                         | 箇所別表        |                                                                                               |
| 施行年度              |                  | 事業名                          |                         | 工種<br>(施設名) |                                                                                               |
| 施行地の概要等           | 小流域<br>(支流)及び地区名 |                              |                         | 位置          | 県市町字番                                                                                         |
|                   | 施行面積             | 溪間安定面積<br>ha<br>山腹工事面積<br>ha | 保安林種<br>及び<br>編入<br>年月日 | 年月日         | 森所有者                                                                                          |
|                   | 施行効果<br>面積       | ha                           | しん竣工額                   |             | 保全対象<br>の概要<br>人家(戸)、公共施設(除、道路)<br>(戸、m、m <sup>2</sup> )、鉄道<br>(km)、国・県・市町道・林道<br>(km)、その他( ) |
|                   | 工事期間             |                              | 登載月日                    |             |                                                                                               |
| 備考                | [現場担当者]          |                              | [検査員]                   |             | [請負者]                                                                                         |
|                   | [その他参考事項]        |                              |                         |             |                                                                                               |
| 事業の内容(種類・構造・施工額等) |                  |                              |                         |             |                                                                                               |
| 工種                | 構造               | 数量                           | 単位                      | 単価          | 金額備考                                                                                          |
| 施設の経過(点検整備状況)     |                  |                              |                         |             |                                                                                               |
|                   |                  | 年月日                          | 点検整備の状況等                | 点検者         | 備考                                                                                            |

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格B4とすること。
- 2 治山台帳・箇所別表は、年度ごとに、事業の種類別、箇所別に作成すること。1箇所の施行に2年度以上を要するものは、各年度ごとに記載し、竣工年度において一括表を付すること。
- 3 つづり込み順序は、流域ごとに毎年度継続して一連の索引番号を付し、流域ごとに小流域、年度、索引番号順につづり込むこと。この場合において、小流域区分ごと等に適宜見出し又は番号を設けること。
- 4 「小流域」とは、一定のまとまりをもつて治山事業を計画的・効率的に実施するのが適当な区域をいい、支流域を実態に応じて細分（おおむね500ヘクタール程度）したものとする。
- 5 改廃、補修等のほか、記載事項に異動がある場合は、その都度整理すること。
- なお、記載内容について誤りがあるときは、朱線を画して訂正のうえ、「備考」の「その他参考事項」の欄に訂正年月日を記入し、取扱者が押印すること。
- 6 「工種（施設名）」の欄は、主たる工種（例えば谷止工、山腹工等）をもつて記入すること。
- 7 「事業の内容（種類・構造・施工額等）」の「工種」の欄は、溪間工にあつてはすべての工種を、山腹工にあつては面積及び主たる工作物等について記入すること。なお、現場管理費、一般管理費等間接経費については、同欄にその他として一括計上すること。
- 8 「施設の経過（点検整備状況）」の欄は、点検状況（施設の破壊、崩壊拡大の有無、植栽木の枯損等の状況及び機能発揮の状況等）又は整備、補修、保育等を行った場合の状況をそれぞれ簡明に記入すること。
- 9 金額は、千円単位で記入すること。

## 2 図書等

|           |  |        |       |
|-----------|--|--------|-------|
| 索引番号      |  | 治山台帳   | 図 書 等 |
| 〔構造図・平面図〕 |  | 〔完成写真〕 |       |
|           |  |        |       |
|           |  |        |       |

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 B 4 とすること。

2 治山台帳・図書等は、治山台帳・箇所別表の裏面とし、当該箇所ごとに設計図（縮小した構造図及び平面図等）及び完成写真をちよう付すること。

なお、写真のちよう付が困難な場合は、別紙を用いて添付しても差し支えない。

3 改廃、補修等の外記載事項に異動がある場合は、その都度整理すること。

### 3 総括表

[illegible]

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格B4とすること。

2 治山台帳・総括表は、小流域ごとに作成し、治山台帳・箇所別表により毎年度当該年度の施行分を記入のうえ、流域ごとにつづり込むものとする。

なお、地区を設定して実施する事業に係るもので、この表の小流域よりも当該地区の範囲が広範な場合は、「小流域（支流）（地区名）」の欄に地区名及び枝番号を付記すること。

3 箇所数及び竣工額等については、毎年度の計及び累計実績を箇所数にあつては「事業名」の欄に、竣工額は「竣工額」の欄に記入すること。

この表に、施行位置図を添付し、主たる工作物について、位置、施行年度、索引番号等を簡明に記入すること。

4 改廃、補修等の外記載事項に異動がある場合は、その都度整理すること。